

## 第27号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者から徴収する保険料に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加することによる関係規定の整備及び保険料の軽減に係る所得判定基準を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 1 号

### 芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和 38 年芦屋市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の賦課額) 第 9 条の 2 保険料の賦課額は、 <u>次に掲げる額の合算額とする。</u>	(保険料の賦課額) 第 9 条の 2 保険料の賦課額は、 <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u>
(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎</u>	

改正後	改正前
<p><u>賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剩余金を生ずる場合には、当該剩余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業</p>	<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条、第17条の3及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剩余金を生ずる場合には、当該剩余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業</p>

改正後	改正前
<p>費納付金をいう。以下この条において同じ。) の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p>	<p>費納付金をいう。以下この条において同じ。) の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p>
<p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>	<p>ウ～オ（略）</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）及び同条の規定により貸</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等</u>及び<u>介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るもの）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保</p>

改正後	改正前
<p>し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額 ウ・エ（略） 2（略） (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定) <u>第13条の6の4</u> 前条の所得割額は、被保険者に係る<u>賦課期日</u>の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (介護納付金賦課限度額) 第13条の11（略） <u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u> <u>第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第17条、第17条の3、第17条の4及び第17条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u> イ <u>第17条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u> (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>險事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。）の額 ウ・エ（略） 2（略） (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定) <u>第13条の6の4</u> 前条の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>第13条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> (介護納付金賦課限度額) 第13条の11（略）</p>

改正後	改正前
<p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p>	
<p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）</p>	
<p>第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</p> <p>（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）</p>	
<p>第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）</p>	
<p>第13条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第13条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る</p>	

改正後	改正前
<p>額」という。) の 100 分の 54 に相当する額を、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。) の総額で除して得た数</p> <p>(2) <u>被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 33 に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) <u>18 歳以上被保険者均等割 第 13 条の 12 第 1 号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(4) <u>世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 13 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ <u>特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額</u></p> <p>2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以</p>	

改正後	改正前
<p>下第3位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</p> <p>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</p> <p><u>第13条の16 第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第5項第10号の額を超えることができない。</u></p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3若しくは第13条の13の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号に定める額、第17条の3第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、同条第5項（同条</p>	<p>(保険料に関する申告)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条、第13条の6の3の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第</p>

改正後	改正前
<p>第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、<u>同条第5項各号(同条第6項から第8項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第17条の5第1項に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>	<p>17条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第17条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額<u>若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条<u>第13条の6の3</u><u>第13条の8若しくは第13条の13の額又は第17条第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額</u>、第17条の3第1項に定める額、<u>同条第5項に定める額</u>、第17条の4第1項各号に定める額、<u>同条第5項各号に定める額若しくは第17条の5第1項に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第10条<u>若しくは第13条の6の3の額若しくは第13条の8の額又は第17条第1項各号に定める額</u>、第17条の3第1項に定める<u>第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額</u>、<u>第17条の3第4項第1号に定める額</u>、第17条の4第1項各号に定める額<u>若しくは同条第4項各号に定める額</u>の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p>
<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、そ</p>	<p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、そ</p>

改正後	改正前
<p>それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例</p>	<p>それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例</p>

改正後	改正前
<p>適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第6項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第6項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じ</p>	<p>適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額と</p>

改正後	改正前
<p>て得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に<u>310,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に<u>570,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲</p>	<p>を合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に<u>305,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えた金額）に<u>560,000</u>円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲</p>

改正後	改正前
<p>げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額      ア・イ (略)      2～5 (略)</p> <p><u>6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の16に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</u></p> <p>(1) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p>	<p>げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額      ア・イ (略)      2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>ウ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</u></p> <p>ア <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並び</u></p>	

改正後	改正前
<p>に他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>7 第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。</p>	

改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第17条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項、<u>第13条の6の4、第13条の9及び第13条の14並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項</u>の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第17条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第17条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p>

改正後	改正前
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。	
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。	6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第13条の6の5」と読み替えるものとする。
8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第6項各号」と、「第13条」とあるのは「第13条の15」と読み替えるものとする。	
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。	第17条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第4項に掲げる場合を除く。）。
(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該	(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該

改正後	改正前
<p>年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>第1項</u>の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、</p>	<p>年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切り上げを行つた後の額とする。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>前項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第1項</u>中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>「第13条の6」とあるのは「第13条の16」と読み替えるものとする。</p>	
<p>5 (略)</p>	
<p>6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と、<u>「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>4 (略)</p> <p>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の6の10」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>7 <u>第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と、<u>「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。</u></u></p>	<p>6 <u>第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>8 <u>第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、「第13条の6」とあるのは「第13条の16」と、「第17条第1項各号」とあるのは「第17条第6項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同項各号ア及びイ」と読み替えるものとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</p> <p><u>第17条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第17条第6項、第17条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u></p> <p><u>2 第13条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。</u>            (保険料額の通知)            第18条 (略)</p>	<p>(保険料額の通知)            第18条 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年

度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 参 照 1

### 芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、被保険者から徴収する保険料に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加することによる関係規定の整備及び保険料の軽減に係る所得判定基準を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 保険料の賦課額（第9条の2関係）

保険料の賦課額に、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。

##### (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第13条の12関係）

子ども・子育て支援納付金賦課総額（減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）は、アに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

###### ア 当該年度における次に掲げる額の合算額

（ア） 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。イにおいて同じ。）の額

（イ） (8)の基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

###### イ 当該年度における次に掲げる額の合算額

（ア） 補助金及び貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）の額

（イ） 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のための収入（繰入金を除く。）の額

##### (3) 子ども・子育て支援納付金賦課額（第13条の13関係）

子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに世帯別平等割額の合計額に、18歳以上被保険者均等割額の合算額の総額を加算した額とする。

- (4) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定（第13条の14関係）  
所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、(5)の所得割の保険料率を乗じて算定する。
- (5) 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（第13条の15関係）  
ア 保険料率は次のとおりとする。
- (ア) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から(2)ア(イ)に掲げる額の見込額から(2)ア(イ)に係る(2)イに掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）を基に基礎賦課分と同様の方法で算定する。
- (イ) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額を基に基礎賦課分と同様の方法で算定する。
- (ウ) 18歳以上被保険者均等割 (2)ア(イ)に掲げる額の見込額から(2)ア(イ)に係る(2)イに掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者（※）の数等を勘案して算定した数で除して得た額  
※ 18歳以上被保険者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者をいう。
- (エ) 世帯別平等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額を基に基礎賦課分と同様の方法で算定する。
- イ 保険料率を決定する場合において、小数点以下第3位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- ウ 保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- (6) (3)の賦課額は、3万円を上限とする。（第13条の16関係）
- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る低所得者の保険料の減額  
(第17条関係)
- ア 当該年度において、低所得者の保険料の減額基準により保険料を減額される世帯の納付義務者（以下「納付義務者」という。）に対して課する子ども・子育て支援納付金賦課額は、(3)から、(5)ア(イ)の保険料率に納付義務者の減額割合（減額基準に応じ10分の7、10分の5又は10分の2）を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、(5)ア(ウ)の保険料率に納付義務者の減額割合（減額基準に応じ10分の7、10分の5又は10分の2）を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度

分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及び(5)ア(イ)の保険料率に納付義務者の減額割合（減額基準に応じ10分の7、10分の5又は10分の2）を乗じて得た額を合算した額を減額して得た額(当該減額して得た額が(6)の額を超える場合には、当該額)とする。

イ アの額を計算するときに用いる1人当たり軽減額は次のとおり決定する。

(ア) 1人当たり軽減額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(イ) 1人当たり軽減額を決定したときは、速やかに告示する。

(8) 18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額（第17条の5関係）

ア 当該年度において、その世帯に18歳未満被保険者がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額（低所得者の保険料の減額、未就学児の被保険者均等割額の減額及び出産被保険者の保険料の減額をするものとした場合にあっては、当該減額後の額）から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額するものとする。

イ (5)ウの規定は、アの額の決定について準用する。

(9) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の改定

（第17条関係）

ア 5割軽減の対象となる世帯の国民健康保険料の軽減の判定に用いる所得金額（以下「軽減判定所得」という。）の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数に乘じる金額を31万円（現行は30万5千円）に改める。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乘じる金額を57万円（現行は56万円）に改める。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(10) その他所要の規定の整備

### 3 施行期日等

(1) 令和8年4月1日

(2) 本規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 参 照 2

国民健康保険法施行令抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和8年4月1日施行）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の7 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第1号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項において同じ。）

（第2号及び第3号省略）

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第5項において同じ。）

（第2項から第4項まで省略）

5 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。  
(第1号省略)

(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額、18歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額、18歳以上被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額、被保険者均等割総額及び18歳以上被保険者均等割総額の合計額

(3) 当該子ども・子育て支援納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる子ども・子育て支援納付金賦課額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者（第8号において「18歳以上被保険者」という。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額であること。

(4) 前号の所得割額は、第2号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第6号、第8号及び第9号の規定に基づき子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が第10号の規定に基づき定められる当該子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額（次号において「子ども・子育て支援納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

（第5号から第9号まで省略）

(10) 第3号の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができないものであること。

6 市町村による法第76条第1項の保険料の減額賦課についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

（第1号から第7号まで省略）

(8) 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下この号及び次号において「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する所得割額（出産被保険者につき第2項から前項までの規定に基づき算定した所得割額に限る。同号において同じ。）並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（出産被保険者につき第2項から前項までの規定に基づき算定した被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1号から第5号までに規定する基準に従い当該被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）を減額するものであること。

（第9号から第11号まで省略）

国民健康保険法施行規則抜粋（\_\_\_\_\_部分は、令和8年4月1日施行）

(令第29条の7第5項第4号ただし書及び第5号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

第32条の10の2 令第29条の7第5項第4号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第5号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（以下この条において「補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（当該子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を子ども・子育て支援納付金賦課限度額として計算した子ども・子育て支援納付金賦課額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第29条の7第5項第1号の子ども・子育て支援納付金賦課総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(令第29条の7第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第32条の10の3 令第29条の7第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 被保険者が出産した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第8号に規定する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

(第2号省略)



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、**17**その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

## 国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の改定について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割+平等割）を軽減している。

$$[\text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}}]$$

### ●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	現行	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$ 以下
5割	現行	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{30.5}$ $\text{万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下
	改正案	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{31\text{万円}}$ $\times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下
2割	現行	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{56\text{万円}}$ $\times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下
	改正案	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + \underline{57\text{万円}}$ $\times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみ（給与所得者が1人）の場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 165万円以下 (給与収入 247.1万円以下)	合計所得 267万円以下 (給与収入 約388.7万円以下)
改正案	合計所得 167万円以下 (給与収入 約249.5万円以下)	合計所得 271万円以下 (給与収入 約393.9万円以下)